



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2013年 NO07 総 49 期

目 次

IP ニュース

- 同一特許権に二度の侵害、最高 20 万元処罰
- 商標権侵害賠償額の上限を 100 万元から 200 万元に引き上げた
- 著作権局：著作権法改正草案第 2 稿に権利内容を追加
- 第一回中日韓国際知的財産権シンポジウムが北京で行われた
- 「2013 年世界イノベーション指数報告」が発表、中国が第 35 位
- 「中国知的財産権指数年度報告 2013」が発表
- 2013 年 1 月—5 月、結審した涉外知的財産権案件が 504 件に達した
- 2013 年 1 月—5 月、我国のソフトウェア産業輸出額が 141 億ドルに達した

ビジネスニュース

- 2013 年 1 月—5 月ハイテク製品の輸出入状況

新法速達

- 税関輸入増値税専門納付書の「先照合後控除」管理弁法の実行関連問題についての公告
- 増値税一般納税者資格認定関連事項についての公告
- 電信とインターネットユーザ一個人情報保護規定
- 中華人民共和国外国人出入国管理条例

IPニュース

同一特許権に二度の侵害、最高 20 万元処罰

7月24日の北京市人民代表大会常務委員会で審議された「北京市特許保護及び促進条例(改正草案の改正稿)」によると、特許権侵害紛争の行政処理決定或は法院の判決が効力を生じた後、同一の侵害者が再び同一特許権を侵害した場合、北京市特許管理部門は、是正を命じ、違法所得を没収し、2万元以上20万元以下の罰金を併科することができる。

全文:

<http://www.nipso.cn/one news.asp?id=18252>



商標権侵害賠償額の上限を 100 万元から 200 万元に引き上げた

7月26日に開かれた第12期全国人民代表大会(全人代)常務委員会の第3回会議で、「中華人民共和國商標法」改正案の2度目の審議が行われた。今回の改正案により、権利侵害賠償額の上限を100万元から200万元に引き上げることが分かった。

全文:<http://www.nipso.cn/one news.asp?id=18034>

著作権局:著作権法改正草案第2稿に権利内容を追加

7月5日に北京で開かれた「衝突とWin-Win——著作権法改正と利益均衡」シンポジウムに出席した国家著作権局法規司王自強司長は、「注目を集めている未解決課題を、改正案第2稿で解決した。」と語った。また、王司長は、「改正案の作成に当たり、国家版權局は利益関係者のスポークスパーソンではなく、各方面の利益を均衡に保つ「調停者」だった。」と指摘した。

全文:<http://www.nipso.cn/one news.asp?id=18124>

第一回中日韓国際知的財産権シンポジウムが北京で行われた

7月19日、中国知的財産権研究会、日本知財学会及び韓国産業財産権法学会により共同開催された第一回中日韓国際知的財産権シンポジウムが北京で行われた。本会において、中国国家知識産権局甘紹寧副局長は、「知的財産権に関する課題の解決を図るために、政府ルートのみならず、中日韓三国の民間における社団の交流協力が必要である。」と語った。

全文:<http://www.nipso.cn/one news.asp?id=18236>

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

「2013 年世界イノベーション指数報告」が発表、中国が第 35 位

7 月 1 日、世界知的所有権機関が「2013 年世界イノベーション指数報告」を発表した。これは、主要大学の教育レベル、ベンチャー投資など 84 の指標をもって、世界の 142 の主要経済体を対象として評価したイノベーション指数ランキングで、中国が 35 位を占めている（昨年より 1 位下げた）。トップ 5 位を占めているのは、それぞれスイス、スウェーデン、イギリス、オランダと米国である。また、香港が第 7 位を占めている。

全文：<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=18078>

「中国知的財産権指数年度報告 2013」が発表

7 月 22 日、北京において、「中国知的財産権指数年度報告 2013」が発表された。報告によると、知的財産権指数の上位 3 地域は北京、江蘇、上海となった。また、広東、浙江、山東、天津、福建、遼寧、重慶は、それぞれ第 4 位から第 10 位までを占めている。

全文：<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=18228>



2013 年 1 月—5 月、結審した涉外知的財産権案件が 504 件に達した

最高人民法院から提供されたデータによると、2012 年に全国の法院が結審した知的財産権民事一審案件は 83850 件で、昨年同期比 44% 増加した。その内、結審した涉外知的財産権案件は 1429 件で、昨年同期比 8.18% 増となった。

2013 年 1 月—5 月、全国の法院が結審した知的財産権民事一審案件は 24544 件で、昨年同期比 36.6% 増加した。その内、結審した涉外知的財産権案件は 504 件であった。

最高人民法院知的財産権審判庭の孔祥俊庭長によると、係争案件は主に米国、イギリス、フランス、ドイツなどの欧州国家、日本及び他の国家に関係する。

全文：<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=18181>

2013 年 1 月—5 月、我国のソフトウェア産業輸出額が 141 億ドルに達した

国際経済状況と人民元の為替レートの調整の影響を受けて、ソフトウェア産業の輸出額が 20 ヶ月以上低成長を続けている。2013 年 1 月—5 月、ソフトウェア産業の輸出額は 141 億ドルに達し、昨年同期比 10.1% 増となった。しかし、その増加速度は 1 月—4 月と比べて 0.1% 減少した。また、2013 年 1 月—5 月、我国のアウトソーシングサービス業の輸出額は 33.6 億ドルに達し、昨年同期比 16.5% 増となった。しかし、その増加速度は 1 月—4 月と比べて 1.4% 減少した。

全文：<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=18134>

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

ビジネスニュース

2013年1月—5月ハイテク製品の輸出入状況

単位:億ドル、%

製品の類型	輸出入			輸出			輸入		
	累計金額	同期比	シェア (100.00)	累計金額	同期比	シェア (100.00)	累計金額	同期比	シェア (100.00)
生物技術	5.41	46.23	0.11	2.66	40.57	0.1	2.66	40.57	0.1
生命科学技術	178.73	15.12	3.56	92.69	11.91	3.41	92.69	11.91	3.41
光電技術	424.56	19.75	8.45	172.23	22.65	6.33	172.23	22.65	6.33
コンピュータ及び通信技術	2,194.70	8.71	43.68	1,687.61	7	62	1,687.61	7	62
電子技術	1,896.95	61.12	37.75	683.89	104.24	25.13	683.89	104.24	25.13
コンピュータ集成製造技術	166.52	-9.08	3.31	42.48	5.39	1.56	42.48	5.39	1.56
材料技術	39.26	-0.67	0.78	18.26	4.15	0.67	18.26	4.15	0.67
航空宇宙技術	111.63	6.74	2.22	20.14	17.61	0.74	20.14	17.61	0.74
その他の技術	6.98	-0.49	0.14	1.80	24.48	0.07	1.80	24.48	0.07

全文: <http://www.mofcom.gov.cn/article/tongjiziliao/gxjstj/201307/20130700194351.shtml>

新法速達

税関輸入増値税専門納付書の「先照合後控除」管理弁法の実行関連問題についての公告

国家税務総局と税関総署が近日、14日に公布の『税関輸入増値税専門納付書の「先照合後控除」管理弁法の実行関連問題についての公告』を正式発表した。

公告により、2013年7月1日から、増値税一般納税人(以下「納税者」という)が貨物を輸入して取得した増値税控除範囲に属する税関納付書は、税務機関の監査照合を経て一致することを確認した後、その増値税額は仕入税額として売上税額の中で控除することができる。納税者は貨物を輸入して取得した増値税控除範囲に属する税関納付書は、『国家税務総局の増値税控除証明書の控除期限調整関連問題についての通知』(国税函[2009]617号)の規定に基づいて、発行日より180日以内に税務管理機関に「税関納税済証明書控除リスト」(電子データ)を申告して監査照合を申請する。期限を過ぎて申請していない場合、その仕入税額は控除できないこと。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12330491.html>

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

増値税一般納税者資格認定関連事項についての公告

国家税務総局が近日、6月21日に公布の『増値税一般納税者資格認定関連事項についての公告』を正式発表した。

公告により、貨物を販売し、又は加工、修理・メンテナンス労務を提供する納税者は、増値税一般納税者資格認定を行う場合、その小規模納税者の適用条件は、『中華人民共和国増値税暫行条例実施細則』（財政部、国家税務総局第50号令）第29条「年間売上高が小規模納税者の基準を超えるその他の個人は小規模納税者として納税する。非企業性単位、課税行為が発生しない企業は小規模納税者として納税することを選択できる。」という規定に基づいて執行すること。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12332345.html>

電信とインターネットユーザー個人情報保護規定

工業・情報化部が19日、16日に公布の『電信とインターネットユーザー個人情報保護規定』を正式発表した。規定により、電信業務経営者、インターネット情報サービス提供者がユーザー情報の収集、使用規則を制定し、その経営又はサービス場所、ウェブサイトでそれを公布しなければならないこと。ユーザーの同意を得ない限り、電信業務経営者、インターネット情報サービス提供者は、ユーザーの個人情報を収集、使用してはならないこと。

http://www.gov.cn/gzdt/2013-07/19/content_2451360.htm

中華人民共和国外国人出入国管理条例

国務院が22日、12日に公布の『中華人民共和国外国人出入国管理条例』を正式発表した。条例により、ビザの類別が外国人の入国事由を正確に反映し、外国人による入国後の細分化管理を実現するため、条例では、現行ビザの分類を基本的に変更しない上で、現行のF類、L類のビザに対して調整を行い、R類ビザを追加する。R類ビザは、国家が必要とする外国ハイエンド人材と至急入用の専門人材に発行し、R類ビザの申請は、中国政府関連主管部門が確定した条件と要求に符合し、規定に基づいて相応する証明書類を提出しなければならないこと。公安機関の出入国管理機構は面談、電話質問、実地調査等を通じて申請事由の真実性を審査し、申請者及び招待書類、証明書類を発行する単位又は個人はそれに協力しなければならないことを明らかにした。



http://www.gov.cn/zwgk/2013-07/22/content_2452453.htm

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>